

# 「STOP!!死亡災害2022」活動 実施中

実施時期 令和4年6月・7月・8月の3カ月間

## 建設業で死亡災害が4名。

「墜落・転落」によるものが3名となっております!!

大阪府下における令和4年の死亡災害は、5月末現在16人で昨年同期に比べ2人の減少（前年比-11.1%）となっています。

建設業では4人と前年同期に比べ1名増加となっており、また、事故の型では「墜落・転落」によるものが3人と前年同期に比べ2人の増加となっています。

「墜落・転落」は、昨年の死亡災害における事故の型の中で最も高い20%以上の割合を占めていることから、大阪労働局第13次労働災害防止推進計画で掲げている死亡災害を年間51人以下とする目標を達成することからも、命綱GO活動の周知を強化すると共に、墜落制止用器具の使用徹底をさらに浸透させることが重要です。

ゼロ災大阪 いのちつなごう 命綱GO活動

安全帯はフルハーネス型が原則です!

いのちつなごう 命綱GO活動

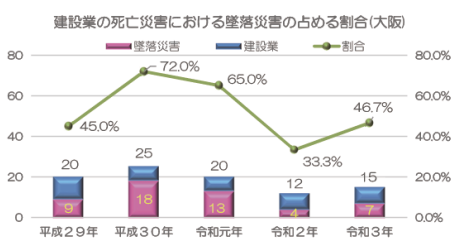
二丁掛けフルハーネス型安全帯を使用しましょう!!

命綱GO活動 (別名「命綱(いのちつな)」とも呼ばれている。)を着用しながらも使用しないことで多くの人命が失われています。墜落・転落により命を落とすことなく、確実に使用することで命をつなぐことができる用具であることにゴロを合わせ、安全帯使用の徹底を図る活動です。

リスト“ゼロ”大阪推進運動 命綱GO活動 実施中

(命綱GO活動では、従来からの呼称である「安全帯」という用語を使用しています。)

◎注目! 構造規格等の改正により、旧構造規格の「安全帯」は、令和4年1月2日以降、使用できません。



大阪における建設業の死亡災害のうち、墜落災害の占める割合は大幅に減少しましたが、令和3年、約47%を占めています。

次ページの命綱GO活動の取組内容を実施し、墜落・転落災害を撲滅しましょう。

1 安全帯の確実な使用

「必ず安全帯を着用する」「必ず安全帯を使用する」ことを定めたルールをやりましょう

- 元方事業者
  - (1) 適宜作業場所を巡視し、作業員の安全帯の使用状況を監視しましょう。
  - (2) 安全衛生責任者、足場組立て等作業主任者、職長等に対し、配下の作業員の安全帯の使用状況を監視するよう指示しましょう。
- 安全衛生責任者、足場の組立て等作業主任者、職長等
  - (1) 配下の労働者について、安全帯の使用状況を監視し、未使用である場合については、直ちに作業を中止させ、使用するまで作業はさせないルールを行いましょう。
  - (2) 現場内の墜落危険箇所を周知し、確実に安全帯を使用させましょう。

2 安全帯着脱訓練の実施と安全帯の点検

- 毎日着用時に使用する安全帯の点検を兼ねて、甲斐等にてフックの巻戻訓練をしましょう。
- 安全帯のランヤードの損傷、摩耗、フック・D環の変形、損傷等があるものは使用してはいけません。
- 一度でも大きな衝撃を受けた安全帯は、外観に変化がなくても再使用しないで下さい。

3 安全帯取付設備の設置

- 安全帯を使用する場合には、適切な安全帯取付設備を設置しましょう。
- 足場の最上層などで組立て作業を行う際には、あらかじめ、安全帯取付設備を設置して下さい。

4 二丁掛けフルハーネス型安全帯の使用

【二丁掛け安全帯】を基本に足場や鉄骨の組立て等作業時は堪忍時の衝撃を緩和するフルハーネス型安全帯を使用しましょう。

安全帯のガイドライン 第4の2の(2)のイ、及び第4の3の(2)のイ、参照

5 相互使用確認の徹底

Check! 作業者相互に安全帯の使用を確認しましょう。

6 危険体感教育・訓練の実施

現場の中にある様々な危険を実際の設備を使って具体的に経験・体験することで「見て、聞いて、触れて、感じる」という人間の五感をおして危険に対する感受性を向上させる効果があります。胴ベルトでは内臓や骨格への衝撃も大きく、身動きがとれませんが、ハーネス型は強靭が下になることなく、救出されるまでの負担も少ないと言われています。

安全帯装備 ぶら下がり体感

# 「STOP！！死亡災害2022」活動 実施要項

## 実施趣旨

(建設業抜粋)

死亡災害の増加が著しい製造業及び死亡災害の4分の3が墜落・転落災害であり、昨年熱中症により死亡災害が1人発生し、本年においても、さらに増加することが懸念される建設業の死亡災害の発生を抑え込み、大阪労働局第13次労働災害防止推進計画で掲げた死亡災害を年間51人以下とするため実施する。

1. 対象 製造業及び建設業
2. 実施時期 令和4年6月・7月・8月の3か月間
3. 建設業の労働災害防止対策に係る重点項目

(ア) 作業開始前のKY活動の実施

(イ) クレーンの運転、足場の組立等の危険作業において有資格者の配置

(ウ) 足場の手すり設置、開口部の養生などの、墜落・転落防止措置の徹底

(エ) スレート屋根上の作業における、踏み抜き防止措置の徹底

発生年月	業種	事業所規模	職種	年齢	経験年数	事故の型	起因物
令和3年 11月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋 建築工事	1人～ 9人	溶接工	70代	20年	墜落・転落	開口部

### 〈災害発生状況〉

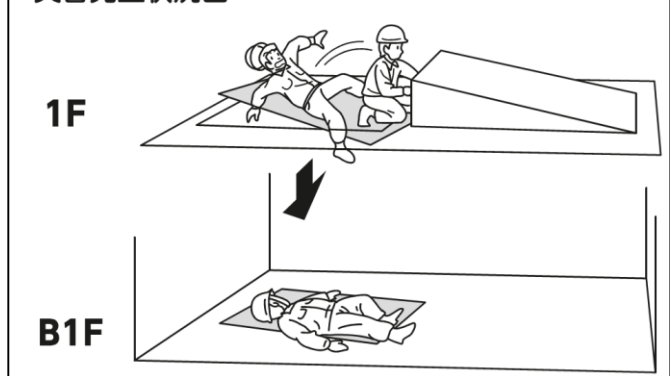
令和4年度版 労働災害の現況と死亡災害事例から抜粋

建物1階において、スロープフレーム設置中、横1.9m×奥行き0.55mのスラブ開口から、養生蓋とともに4.2m下の地下1階に墜落したものの。

### 〈災害発生の原因〉

- ①作業床の開口部を養生していた蓋の上で作業を行っていたこと。
- ②作業床の開口部を養生していた蓋が外れ、蓋と共に墜落したこと。
- ③開口部付近における作業について、リスクアセスメント手法を用いた作業手順を作成していないこと。

〈災害発生状況図〉



### 〈災害防止対策〉

- ①開口部養生蓋の上は作業禁止とし、既設の床上からの作業とすること。
- ②開口部養生蓋は、堅固なものとする。
- ③開口部養生蓋には、立入禁止表示及びズレ止めを設け、確実に固定すること。
- ④リスクアセスメント手法を用いた作業手順書を作成し、施工すること。

## 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」への取組も！！

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）

